

個人向け国債商品説明書

この商品説明書には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。
- 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、日本国の信用状況の悪化等により、損失が生ずるおそれもありますのでご注意ください。
- 個人向け国債のお取引は、個人に限定されます。

手数料など諸費用について

- ・個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・個人向け国債を中途換金する際、原則として※下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。
 - *変動10年：直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
 - *固定5年：2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
 - *固定3年：2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685

個人向け国債のリスクについて

- ・個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※発行から一定期間の間には中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お取引のある本店または支店にお問い合わせください。

1. 個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当金庫における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・個人向け国債の募集の取扱い
- ・個人向け国債の中途換金の為の手続き

2. 個人向け国債に関する租税の概要

お客様に対する課税は、以下によります。

- ・個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

3. 譲渡の制限

- ・ 個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- ・ 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。

4. 預金との区分

- ・ 個人向け国債は預金ではありません。
- ・ 個人向け国債は預金保険の対象ではありません。
- ・ 個人向け国債は投資者保護基金の対象ではありません。

5. 付加できる特約事項

ありません。

6. その他説明事項

(1) 振替決済口座

① 利金・償還金の受取

お客さまが購入された個人向け国債は振替決済口座で管理されます。利金や償還金は、あらかじめ指定された預金口座に自動的に入金されます。

② 口座管理手数料

手数料は無料です。

(2) お取引残高等の通知 債権保護預り兼振替決済口座における残高、取引明細等の作成、通知方法は次のとおりです。

- ① 取引残高報告書は、3・6・9・12月を作成基準日として作成し、翌月の中旬頃に送付します。
- ② 期間中(作成基準日より過去3ヵ月前)にお取引がなかった場合には作成しませんが、12月末時点で残高があるお客さまには、お取引がなくても毎年12月末分は作成して送付します。
- ③ 作成基準日までにお申し込みいただいたお取引でも、約定日が翌期になるお取引については、翌期の取引残高報告書に記載します。

・個人向け国債の商品性の比較

	変動金利型 10年満期 個人向け国債	固定金利型 5年満期 個人向け国債	固定金利型 3年満期 個人向け国債
満期	10年	5年	3年
金利タイプ	変動金利	固定金利	固定金利
金利設定方法※	基準金利×0.66%	基準金利－0.05%	基準金利－0.03%
	基準金利は、利子計算期間開始日の前月までの最後に行われた10年固定利付国債の入札(初回利子については募集期間開始日までの最後に行われた入札)における平均落札利回り	基準金利は、募集期間開始日の2営業日前において、市場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回り	基準金利は、募集期間開始日の2営業日前において、市場実勢利回りを基に計算した期間3年の固定利付国債の想定利回り
金利の下限	0.05%		
利子の受取	半年毎に年2回		
購入単位(販売価格)	最低1万円から1万円単位(額面金額100円につき100円)		
償還金額	額面金額100円につき100円(中途換金時も同じ)		
中途換金	発行後1年経過すれば、いつでも中途換金可能 (直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685が差し引かれます。)		
中途換金時の特例	保有者が死亡した場合または大規模な自然災害により被害を受けた場合は、上記各利子支払期前であっても中途換金することが可能。		
中途換金時の換金金額	額面金額+経過利子相当額 －直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685	額面金額+経過利子相当額 －2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685	額面金額+経過利子相当額 －2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
発行頻度	毎月発行		

※国債の利子は、受取時に20.315%分の税金が差し引かれます。ただし、「障害者などの非課税貯蓄制度(いわゆるマル優、特別マル優)」の適用を受け、非課税とすることができます。